

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十九号

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年広島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（採捕の数量等の報告の方法）

第三条 法第十七条第三項の規定による報告は、漁獲可能量による管理の対象となる第一種特定海洋生物資源について、月ごとに、当該月に陸揚げされた当該第一種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、翌月の十日までに別記様式第一号による書面を提出してしなければならない。

第四条第一項を次のように改める。

法第十七条第四項の規定による報告は、漁獲努力量による管理の対象となる期間について、月ごとに、当該月に行われた漁ろう作業に係る法第八条第二項に規定する知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、翌月の十日までにしなければならない。

第四条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 漁獲努力量による管理の対象となる期間の最後の月については、前項の規定にかかわらず、当該月の旬ごとに、当該旬に行われた漁ろう作業に係る法第八条第二項に規定する知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、翌旬の末日までに報告しなければならない。

3 前二項の報告は、別記様式第二号による書面を提出してしなければならない。
第五条を削る。

別記様式第一号及び第二号を次のように改める。

(別記)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

採 捕 の 数 量 等 の 報 告 書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所： _____

氏名： _____ (印)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定により，採捕の数量を次のとおり報告します。

平成 年 月

漁業種類	漁船登録番号 HS	—	船名	漁業(許可番号		号)
				第一種特定海洋生物資源の種類及び採捕の数量	備考	
陸揚日	出漁の有無 (有○，無×)					
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
合 計						

注 1 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

2 氏名を自署する場合には，押印を省略できる。

広島県知事様

住所： _____

氏名： _____ (印)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定により、漁獲努力量等を次のとおり報告します。

平成 年 月

採捕の種類	漁船登録番号	HS	—	船名	漁業(許可番号)	第二種特定海洋生物資源	号)
日	漁獲努力量(隻日数) (漁ろう作業有○, 無×)	海域		備考			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
合 計							

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略できる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。